

最近の教育改革論議について

金子 邦 秀

一、戦後教育理念の洗い直しと「臨教審」

最近の教育改革論議は、政治的ないし政策的レベルにおいて、わが国の戦後教育理念の根幹を洗い直す形でなされている。その総仕上げが、首相に直結した「臨時教育審議会」の設置である。こうした背景には、国民全体に認識されている教育の荒廃現象が存在している。青少年の無気力、無関心、低学力、校内暴力、非行、犯罪等は確かに増大している。そしてそれらの原因として、過剰な進学競争、学校、家庭、地域それぞれの教育力の低下、マスコミの影響等々が、さらには、戦後教育理念そのものが挙げられている。

戦後教育理念とは何であったのか、一九四五年度の敗戦を契機として、日本国憲法・教育基本法は、日本人のみでなく人類全体の理念として通用する民主主義、平和主義をその根本とした。そして、とりわけ日本人の育成にとって大切な役割りを果たす教育については、教育の機会均等の理念のもとに、すべての国民にとって「開か

れた」教育が目ざされた。賢明な国民をつくることこそが、はじめて緒についた国民主権による民主政治の根本であると考えられたからであった。このため、義務教育の延長、その無償化、単線型学校体系の採用、男女共学、大学での教員養成、社会科の新設、国定にかわる検定にもとづく教科書、教育委員会制度の創設などがなされた。

歴史においては「もしも……」という問いかけが許されないというが、もしもこれらのことが、他の諸政策ともどもその理念どおりに実施されていたとするならば、今日の教育を取り巻く状況はかなり異なっていたと思われる。少なくとも、今日ほどの問題が生ずるということとはなかったであろう。というのは、戦後教育理念は、その現実的発現である教育の制度が改変されることによって、十分に実現されることがなかったからである。あるいはまた、理念の形式的発現にとどまったからである。

たとえば、単線型学校体系は、高専、専修学校の出現をみたこと

によつて、その理念が崩壊した以上に、その体系内の矛盾によつて、複線型学校体系を残存させたことが、とりわけ今日の問題のガソリンとされる受験競争を激化させた。旧制の大学、専門学校、高校、師範学校等が新制大学として一本化されたことは、中等教育の中学・高校への一本化とともに教育の機会均等をおしすすめるものであった。しかし、それらが「大学」という名称を与えられた時、施設設備、予算をはじめ人事に至るまで、旧制度のそれがそのまま移行したのである。このため、教育の場としての大学の質の差は歴然とし、すべての高校からの門戸が開かれていることと平等性がかえつて激しい受験競争をもたらしただのである。これは明らかに理念に基づいた施策の欠如によるものであり、教育行財政、さらには政治そのものの怠慢が指摘できるのである。

臨調による教育関係予算の削減はまさに政治が果たすべき唯一の責任さえ放棄してしまつてゐる。教育はその成果をみるまでに時間と費用がかかるのである。一九八三年の総理府の「教育に関する世論調査」によれば、七五%もの国民が教育に対する関心が高いと答えているという。中曽根首相の直屬的諮問機関「臨時教育審議会」は、国民の教育に対する期待に答えてくれるものだろうか。今こそ戦後教育の原点に立ち帰つての再検討が求められている。

二、学校改革の論点

国民にとつて、教育ということを最も端的にイメージ化させるものは、学校と教師ということであろう。教員である大人はわずかだが、学校に通ひ教師に学んだ大人は国民のほぼ全員なのである。そ

の学校と教師が、今まさに教育改革論議でも粗上に載せられている。教員の問題は後述するとして、学校改革の問題を取り上げてみたい。

まず、幼児教育をめぐることは、幼稚園と保育所のあり方について議論がなされている。幼稚園は文部省、保育園は厚生省の所管と分かれているが、共に幼児教育をになうものとしても一元化し二機関の果している機能を、子どもの全面的発達という観点から統合すべきだという主張がなされている。

次に、小学校教育において、基礎・基本を教えるべきだということでは誰も異論は無い。しかし何をもちて基礎・基本とするかについては意見が分かれている。特に、読み、書き、算のいわゆる3R,sを主として他の教科は合科でという考えが最近強くみられる。基礎・基本をこうした道具教科的発想から考えている限りにおいては、国語、算数の学習自体が単なる暗記力や技能の訓練のみにおわつてしまふ。それよりは、むしろ、理科、社会という本来合科的性格を持つ教科内容と有機的関連を持たせ、文学や数学への見通しをふまえて、義務教育全体の中でそれらの能力は鍛えられるべきである。

第三に、中学校については、現在、校内暴力等の中心になつてゐることもあつて、財界などは、戦後教育の花形であつた中学校の義務就学をやめた方が良くはないかという暴論までなされている。これはさておくとして、だんだんと中学校教育を縛りつつあるのが、習熟度別学級編成である。これは、個人の興味・関心の分化を理由にして、生徒の能力別編成を試みようとするものである。同

じ能力を持った生徒を集めたほうが効果もあるというが、ほとんどの生徒が高校へ進学する現状からすれば、中学生なりの到達度を科学的に明らかにした上で、異質な生徒のもつ個性を授業にいかしてこそ、生徒の学習意欲が高まるであろう。旧制度において、早期の生徒分断が根強いエリート意識と劣等感の醸成に果たしてきた意味をもう一度反省し直すべきであろう。そして、中学校の創出が、前期中等教育をすべての国民に保障した点で画期的であり、それが経済発展等にも大きく寄与したことを評価し、確認しておく必要がある。

第四に、高校では多様化した高校生の要求に対して、カリキュラムの多様化が主張されている。同時に、学年制によらない、単位制の長所を生かした選択も主張されている。高校については、既にこれが実施に移され、高一では必修科目を学習し、高二・高三では選択科目を学習するようになっていく。むしろ、論点は、普通科の生徒のうち、特に卒業後直ちに就職する生徒に対しての職業教育のあり方であり、家庭科の男女共修の問題とともに論議がなされている。狭義の職業教育はかえって生徒の進路を固定化し選別につながるが、自分の適性を発見したり、労働を体験したりする学習は、進路する生徒にとっても大切なことである。また、これからの家庭生活を考えていき、生き抜く力を生徒につけさせる上でも、家庭科は必修とすべきであろう。

三、教員養成問題

前にも言及した総理府の「教育に関する世論調査」によれば、学

校教育への要望の第一に挙げられているのは「教員の資質向上」(四五%)である。自民党の教員問題小委員は一九八一年一月に「教員の資質向上に関する提言」を行った。提言は、教員の①採用、②研修、③養成と免許制度の各々についてなされた。①については、人材確保の点から秋の採用内定と資格認定試験の拡大という形で実施されてきている。②についても、各種現職研修に加えて、採用内定者の事前研修という形で強化されてきている。そこで、今日特に問題となっているのは、③なのである。

一九八三年一月には「教員の養成及び免許制度の改善」と題する教育職員養成審議会の答申が出され、教員免許法の改正は国会では審議未了となったものの、いずれ形をかえてもう一度上提されるものと思われる。

「臨教審」のねらいを先取りする教員養成改革の論点と問題を列挙すれば次のようになる。

まず、特修(大学院修士課程卒)、標準(大学卒)、初級(短大卒)の三種類の免許状の新設である。現行では一級・二級の免許状があるが、一定の在職期間を経て上進が可能である。その特例を認めず、単位の修得を必要とするように改めるというのである。教員の資質向上をねらいとしているというが、反対が多いのは、①大切な職場での研修がおろそかにされること、②教員組織に分断をもたらし、③父母、生徒が教員の格付けを行い信頼を失うこと、などが危惧されているからである。さらには④過去の主任制導入、教頭職法制化が、それに伴う手当てという形で持ち込んだきた給与系による差別の一層の強化につながるおそれがあるからである。

次には、各免許状について、相当する現行免許状にくらべて大幅な単位数の引き上げがはかられている。確かに現行の教職科目では不十分な面もあるのだが、教職科目を、たとえば特修免許状の場合、大学院で二四単位（三年以上教職にある者は一五単位）とらなければならぬとするならば、大学院修士課程では現在三〇単位ほどをとっていることを考えあわせると、一般大学の大学院では特修免許を出せなくなるか大変困難になる。いきおい教員養成大学院大学の卒業生のみがそれを習得できることになる。また学部標準免許状についても大幅な単位数は各自の一般教育科目や専門教育科目の学習に加えての大きな負担増となり、卒業時までの免許状取得は大変困難になるおそれがある。

第三に、教育実習を現行の三倍の六週間（中・高の場合）にすべきであるとの主張がある。それと同時に「ペーパー・ティーチャー」に対して、実習条件強化が主張されている。実習はできることなら十分に行うことが望ましいことは言うまでもないが、実習校に受入れの義務がなく、後輩を育てるということで実習校の好意で実習生を引き受けてもらっている現状では、①実習校の負担を増大させ、引受けを困難にする、②大学の授業そのものの影響がでる、③実習校を有する教員養成系大学のみが実習を実施できる、などの問題がでてくる。

これらの問題を通して大切な点は、専門職としての教師の力量はどうしたら最も良く伸びるかということである。暴走族など非行に走る生徒をたくさんかえる高校で、生徒の中から落ちこぼしを出さないこと（全員進級）に情熱を傾けている若い教師の次のような

ことばは傾聴に価する。

「父母は全員進級に取り組んでいる私を信頼してくれています。たとえ力量不足の教師でも父母がまかせてくれることによって生徒もついていきます。ただ、あまりにも現場は忙し過ぎます。夏休みも日曜日も出勤し、休暇は一日か二日しかとれません。教師はもっとゆとりを与えられるべきです。そうすれば、教師というのは放っておいても勉強するはずですよ。」（神奈川県で高校教師四年目のK先生談）

そして、戦後の開放制教員養成制度が、教員養成大学と並んで一般大学において多くのすぐれた教員を育て、教育界に寄与してきた意義をもう一度考え直してみたい。むしろ、戦後の教育改革において、かつての師範学校が「学芸学部」として出発した理念にたちかえり、教育養成系の学生にこそリベラル・アーツが学ばれるべきであろう。人間それ自体を深く知ること、人間性の十分な理解をもつこと、それには小手先の技術ではなく、体系をもった学識こそが教員養成において重視されるべきであろう。

そして、一般大学にあっても、免許状基準や実習基準について、単に文部省の現行基準を充足してさえいれば事足りれりとするのではなく、各大学の独自性と教員養成の重要性に鑑みて、自主的に単位を加えたり、教育実習や免許取得までの指導をきめ細くすることをはかたり、大学院レベルでの教職科目設置などを考えていくべきであろう。また、以上の各々に必要な人材の確保、財政的計画も必要であろう。

コンピュータソフトウェアの法的保護

仙元隆一郎

コンピュータ時代の到来とプログラムの商品化

一九五〇年代の中頃、関西の法律学者の集まりで、「ソフトウェアて何か知ってるか」と聞いた者があった。多くの者がニットウェアからの連想であろうか、衣料品関係の言葉だろうと考え、正確にコンピュータの利用技術と答えた者は僅かであった。

それから三〇年、コンピュータは急速に進化し、我々の生活の中に適応してきた。工場ではロボットが働いて二四時間操業の無人工場が出現している。会社ではオフィス・コンピュータが働き、ワードプロセッサは、いまや英文・和文タイプライターを凌駕し、オフィスの主役の地位を占めんばかりの勢いである。カメラや電子レンジに組み込まれたマイコンは家庭内にはびこり、子供たちはテレビ・ゲームに打ち興じる。オフィス・オートメーション(OA)に続く、ファクトリィ・オートメーション(FA)革命により、いまや日本は本格的なコンピュータ時代に入った。コンピュータは現代社会を支える土台であり、もはやコンピュータ抜きでは、現代の経

済のみならず、社会そのものを考えることができないほど重要な位置を占めるにいたっている。

このような情勢のなかで、コンピュータとソフトウェアの開発をめぐり日米間に熾烈な開発競争が展開されていることは周知のとおりである。一九八二年六月にアメリカで起こったIBM産業スパイ事件は、日立製作所と三菱電機の社員が、IBMの最新磁気ディスク記憶装置等の情報を得るため、コンサルタントを装ったFBIの捜査官に近づき、そのワナにはまったものであり、コンピュータの開発をめぐる競争の激しさを我々に垣間見せた。この事件で、IBMは日立を相手に、損害賠償とIBM機密情報を使った電算機的设计、製造、販売の差し止めを求める民事訴訟をカリフォルニア州北部連邦地裁に起こしていたが、一九八三年一〇月七日に両者の間で和解が成立した。しかし、この和解には、IBMと類似した日立のソフトウェアについて、IBMにはく大な使用料を支払うことを骨子とする、秘密のソフトウェア使用協定の存在することが明らかにされ、ソフトウェアの法的保護が国際的問題として改めて日本人の前にク

ローズアップされた。

現在のコンピュータは、数値計算の機械であり、人間の命令したとおり忠実に計算する。ソフトウェアとは、コンピュータの動かし方（命令）であり、優れたソフトウェアであればあるほど、コンピュータは迅速に多機能の計算をすることになる。

コンピュータが開発された当初は、ソフトウェアは機械を提供するサービスとして、ハード（機械）に従属していた。しかし、ソフトウェアはやがて独立の価値あるものとして取引の対象となってきた。一九七〇年にIBMが、コンピュータのハードウェアとソフトウェアを、各々別個に販売するいわゆるアンバンドリング政策をとって以来、ソフトウェアは独立の商品としての位置を確立した。

ソフトウェア危機

この価格分離政策の浸透によって、「ソフトウェア危機」と呼ばれる問題が指摘されてきている。現在のコンピュータでは、情報処理コストに占めるソフトウェアの割合が高くなり、やがてコンピュータ利用の大きな制約条件になるのではないかと危惧である。一九五〇年代には、コストの大部分はハードウェアにかかり、ソフトウェアは二〇パーセント以下であったものが、八五年にはソフトウェアが八〇パーセントを超えるという。しかも、ソフトウェア開発費は二〇パーセントに止まっているにかかわらず、ソフトウェア¹⁾保守費が大幅に増大しているのである。この事実はたんに経費の増大が問題であるのみならず、膨張しつづけるソフトウェアの数（通産省の調査によると昭和五五年現在、一社当り保有数は平均一〇六

五本）を全国にいるソフト要員（一社当り平均二五人）で質を落すことなく維持することは困難であり、「ソフトウェア危機」は、物的・人的両面から近い将来顕在化すると考えられている。

ソフトウェア危機を避けるため考えられるのは、まず第一に、ソフトウェア（プログラムをはじめ、言語、仕様等）の汎用化、標準化を図ることである。これによって大幅なコストダウンが期待できるからである。パソコンの分野では、すでに一〇〇%近いソフトウェアがパッケージ（主要な応用のため書かれた汎用プログラムのこと）化され、書店などで売られている。汎用コンピュータにもSPSなどの汎用統計プログラムがあるが、パッケージ化はまだ四%にすぎない。第二に、コンピュータそのものを改良して、簡単な指示を与えれば、コンピュータが自動的にプログラムを作るようにすればよい。第五世代コンピュータは、まさにこの目的のため作られようとしているのであり、推論機能、知識ベース機能、知的インターフェイスを総合し、プログラムを自ら作り出す機能を持つ。そして、次世代コンピュータの推論用の言語である「リズプ」や「プロローク」、「インターリスプD」がすでに開発されている。しかし、第五世代コンピュータの開発には、なお一〇年の歳月を要すると考えられている。

プログラムの法的保護の必要性

ソフトウェアは先にも述べたようにコンピュータの利用技術ないしは計算方法である。したがって、その中心はプログラムであるが、そのほかに、システム設計書、フローチャート、仕様書など

もソフトウェアに含まれる。ソフトウェアの法的保護の問題を論ずるについては、このすべてを対象にすべきであるが、今回は特に現在問題となっているプログラムの保護に限定して論ずることをお断りしておく。

現在、コンピュータプログラムを他人に使用させるのに、①ソースプログラムを含むソフトウェアを開示する場合、②コンピュータに入力したプログラムをユーザが端末機を用い、回線を通して利用する場合、③オブジェクトプログラム（通常、コンピュータが直接理解できる機械コードに翻訳されたプログラム）を入れたフロッピー・ディスクやテープを貸与し、又は④販売する場合、の四つの態様がある。

①の場合は、ユーザはプログラムの内容を知っているのであるから、無断譲渡やコピーの禁止といった秘密保持が使用契約の中心となる。また、使用状態に合わせたプログラムのバージョンアップ（改変）も、このケースにおいて可能となる。②の場合は、ユーザはプログラムを知りえないから、回線使用時間又は処理件数等を基準とする使用料支払が契約の中心となる。③貸与契約を結んでフロッピー・ディスクを渡す場合、ディスクから逆にソースプログラムを知ることは極めて困難であるため、秘密保持義務は大して問題にはならず、コピー禁止と契約終了時のディスク返還又は内容消去義務が契約の中心となる。④ディスクを販売する場合——パソコンではこれが殆んどである——には、レコードや本と同様、一々コピー禁止の契約することは不可能である。このため、ソフトメーカーは、ソフトの中にコピー防止用プログラム（プロテクト）を組み

込むなど、コピー防止に懸命の努力をしているものの、レンタルソフト店やマニア側もプロテクトをはずしてコピーするプログラムを作るなど、コピー戦争の知恵比べが過熱していることは周知のとおりである。

現在、コンピュータ企業の投資の七〇%がソフトウェア開発にあてられており、先行開発者保護のため、ソフトウェアを模倣から法的に保護する必要があることはいうまでもない。だが、今日無断コピーが訴訟の場々問題となっているのは、ロム（ROM）⁽⁴⁾に収納されたテレビゲームやパソコンのプログラムについてである。

大型プログラムについては模倣が容易でないうえ、信用ある大手メーカーによって開発され、①②③のようにユーザとの契約も申しかりしているので、問題は今のところあまり起こっていない。しかし、汎用コンピュータの大型プログラムのパッケージ化の促進こそが、ソフトウェア危機回避のため、時代の要請するところである。そして、パッケージ化促進とソフトウェアの無断コピーからの法的保護は、まさに表裏の関係にあることに注目しなければならない。

現在、ソフトウェアを直接対象とする法律はないが、既存の法律によってある程度の保護がなされている。契約（トレード・シークレット）と併用して、特許法、著作権法及び不正競争防止法等を挙げることができる。このうち、当事者の秘密にされているプログラムについては契約によって保護することができるが、第三者に対して効力が及ばないうえ、パッケージ化されたプログラムの無断コピーを契約で保護することは困難である。また不正競争防止法の適用

は、プログラムについて極めて消極的な態様でしか行われない。最近、著名なテレビ型ゲーム・マシンのゲーム内容をコピーした製品を販売した者に対する、不正競争防止法違反を理由とする損害賠償請求事件において、テレビ受像機に映し出されるインベーター等の影像や、ゲームの進行に応じたその影像の変化の態様を「商品表示」として不正競争防止法の保護の対象とする画期的な判決が相次いで出された（東京地裁昭和五七年九月二七日判決、大阪地裁昭和五八年三月三〇日判決）。

しかし、これらの判決はソフトウェアそのものを保護したものではない。え、わが国不正競争防止法は、個々の不正競争行為を列挙するにとどまり、パリ条約一〇条の二のような一般条項を置いていないので、その適用に限界があり、プログラムをより広く保護するには無理がある。そこで、特許法、著作権法の適用が問題となってくる。

コンピュータプログラムの特許法による保護

わが国の特許法は、発明の概念を「自然法則を利用した技術的思想の創作」と定義（第二条）している。しかし、このような定義を特許法の中に設けている国は他に皆無であり、一般的に科学技術の進歩に合わせて実務上発明概念を形成するという態度がとられている。コンピュータプログラムについても、特許法の適用をめぐる各国が様々な対応を示してきた。

一九六八年、フランスは特許法を改正し、ヨーロッパ諸国に先がけて、コンピュータプログラムは産業的性質をもつ発明とみなさな

いとする規定を設けた（七条二項三号、現行法では六条二項C号）。イギリスでは一九七〇年に政府に提出されたバンクス報告書が、コンピュータプログラムには特許適格を与えるべきではないと勧告した。しかし、その理由は、コンピュータプログラムが発明といえないということではなく、①特許で保護すると、独占性が強すぎてコンピュータの自由な利用を制約する、②新規性の調査が困難である、③侵害発見が容易でない、などという実利的なものであった。その後、一九七三年に成立したヨーロッパ特許条約五二条二項C号は、コンピュータプログラムは特許能力ある発明とみなさないとこの規定を設けた。そのため、条約との整合性をはかって、一九七七年にイギリス、一九八〇年には西ドイツが夫々特許法を改正し、条約と全く同じ条文を設けた。これによって、ヨーロッパでは、コンピュータプログラムについて特許を取得する途が完全に閉ざされたかにみえた。

アメリカにおいても、最近までコンピュータプログラムは、それ自体はもちろん、機械装置または工業プロセスとともに用いられた場合でも特許法による保護は与えられないとの連邦最高裁の判決が続いた（一九七二年 *Benson* 事件、一九七八年 *Diehr* 事件）。ところが、一九八一年五月、連邦最高裁は *Diehr* 事件で五対四の僅差ながら、突然従来の態度を一変した。この事件の内容は、合成ゴムの精密成型プレスを、コンピュータで制御する方法に関するものである。ゴムを成型しようとする型に入れ、温度等の条件によりアレキニウス方程式が導く時間、金型中で加硫すると最適の製品が出来るが、成型プレス内の温度は精確に測定することができず、管理不能

なものともみられていた。特許出願された工程は、測定された温度が自動的にコンピュータにインプットされ、アレーニウス方程式によって、成型加工時間をくりかえし再計算し、硫黄の出口の開閉をコントロールするものであった。最高裁は、この特許申請は、数学の公式について特許を求めたものではなく、ゴム成型の工程について特許を求め、明らかに優れた結果をもたらしたという理由で特許を認めたのである。

コンピュータプログラムが、アメリカ特許法の保護対象となるか否かは、具体的には同法一〇一条の解釈問題である。同条は、「新規かつ有用な方法、機械、製品、組成物……を発明した者は……特許を受けることができる」と規定しており、この「方法」または「機械」にコンピュータプログラムが該当するかどうかが争われたのである。アメリカ特許法はこのように保護対象を列挙する形式をとっているが、連邦最高裁は立法者意思を尊重して、人間が作り出したものは原則としてすべて保護対象たりうるとの解釈態度をとっている。これを日本の特許法と比較すると、わが国では「自然法則を利用した技術的思想」としての「発明」に特許保護が限定せられるが、アメリカ判例では、自然法則を利用していないものでも保護対象にあたると解されるのである。このように保護対象を広く解するのがアメリカ判例の態度であるが、自然法則・自然科学上の真理やその数学的表現などの、科学・技術の基礎的研究手段は、個人に独占させるべきでなく、例外的に保護対象から除くとされている。

これを、コンピュータプログラムに適用してみると、a. 数学的問題の解決手順（狭い意味のアルゴリズム）としてのプログラムは基

礎的研究手段であるがゆえに特許の保護対象たりえない。これに対し、b. 問題解決のための段階的手順（広い意味のアルゴリズム）としてのプログラムは、アメリカ特許法一〇一条の「方法」に当たると解せよう。Diehr 事件は、まさにこの a と b のはざまをさまよったケースであったのである。

Diehr 判決以後、アメリカ特許商標庁（PTO）はプログラム審査のためのガイドラインを設け、審査を弾力的に行っている。また関税特許控訴裁判所（CCPA）⁽⁶⁾ も、この Diehr 判決を重要な指針として尊重しているようである。

フランスにおいても、先に述べたコンピュータプログラムの特許の対象から除外する規定の改正について、批判が起きている。

一九八一年六月一日パリ控訴院は、油井の存在及び範囲をコンピュータプログラムによってグラフ化して確認する方法の特許申請について、工業所有権局長が出願却下した処分を Diehr 判決と同様の趣旨で取消した。そして、「コンピュータプログラムの特許の対象からはずすとの規定は制限的に解すべきであって、方法の発明は、プログラムで統制されるコンピュータによって一つや二つのステージが遂行されるがゆえに特許が与えられないとすることはできない」と述べている。

わが国でも、特許庁は昭和五〇年一二月に「コンピュータプログラムに関する審査基準（その一）」を、昭和五七年一二月には「マイクロコンピュータ応用技術に関する発明についての運用指針」を発表し、プログラムが特定の結果を得るため利用している法則が自然法則である場合には特許性を認めることになった。このようにある

種のパログラムは特許によって保護されるが、この保護をプログラム全般に及ぼすことはできない。たとえそれが立法的に可能としても、イギリスのバンクス報告書が指摘したような問題点が残るであろう。

著作権法による保護とプログラム権法案

アメリカでは一九八〇年に著作権法を改正し、コンピュータプログラムを著作物として保護することを明らかにした。判例も、ソースプログラムの著作物性はもちろん、ROMに固定されたオブジェクトプログラムについても、著作物の複製物であることを認めることでは固まっている。イギリスにおいても、さきに出されたウィットフォード報告書に対する一九八一年の政府見解の中で、プログラムの保護は著作権法で行うとの原則を確認している。その他西ドイツ、フランス、オランダ、ハンガリーでも司法省や判例は著作権法によるプログラムの保護を肯定している。ただ、オーストラリアでは、一九八三年一月八日のシドニー連邦地裁で、著作権法によるプログラム保護を否定する判決が出たが、目下控訴中である。

わが国でも、他人のテレビゲームのプログラムをロムライターで無断でコピーした事件で、ソースプログラムは創作性があれば学術著作物であり、オブジェクトプログラムはソースプログラムの複製物である。従って、そのオブジェクトプログラムを他のROMに収納する行為は著作権法上の複製に当たるとの判決が現れ（東京地裁昭和五七年一月二六日判決）、その後同じ趣旨の判決が続いている（横浜地裁昭和五八年三月三〇日、大阪地裁昭和五九年一月二六日判

決）。このように世界の趨勢はプログラムの保護を著作権法で行うという方向に進んでいる。

最近、プログラムの保護をめぐる、文化庁の著作権法改正案と、通産省のプログラム権法という新立法案が発表されたことは周知のとおりである。通産省案の骨子は、①プログラム開発者の権利保護のため、開発者以外の無断利用を禁ずる使用権、進歩の激しい特性に合わせてプログラムを手直しする改革（いわゆるバージョンアップ）権のほか、複製権・貸与権を認め、その保護期間を一〇～二〇年とする。②著作権法で認めている人格権は設定しない。③ユーザー保護のため、開発者が販売するプログラムには、一定の内容表示義務を課す。④プログラム登録機関を創設して権利者を明確にする、等である。

通産省案が、プログラム権を確立し、プログラムに著作権法の適用を排除することを明確にした（ソフト保護新法への答申案第五章一三(1)）基本的理由は、プログラムが産業経済活動に伴って開発・利用される経済財であるから、文化的色彩の濃い著作物とは性格を異にする、という点である。この通産省案が、プログラムの著作物性を否定したものであるかどうかは明確でない。

しかし、この通産省案に対し、次のような批判がなされている。まず第一に、著作権法が保護する文化的所産（著一条）とは、広く経済的所産を含む文化的現象の総体を意味するものである。このことは、経済財である特許発明の明細書にも著作権が成立することから明らかである。のみならず著作物とは、その内容が一定の装置を使って感知できれば、レコードやビデオに入れているもので

もよい。プログラムはシステムエンジニアの創作物であり、著作物であることは否定できない。

第二に、今後、経済的に弱小なソフトハウスや学生までがプログラムを作る時代になることを考えると、その保護は簡易・迅速な手続によるべきであり、著作権法の無方式主義はむしろそれに適合していると考えられる。

第三に、プログラムの保護はソフトメーカーとユーザー双方の利益の調和の上に築かれるべきであり、通産省案にある使用権は、権利侵害者から善意でソフトを買ったユーザーにも差し止めが認められることになり、国際的にみても保護の調和がとれていない。また先に述べたプログラムの使用態様①②③のごとく、使用権がなくなると使用契約で十分その目的は達成できると思われる。

第四に、ソフトウェアは国際商品としての性格を強くもっている。その著作物性を肯定する限り、著作権を保護するため成立し、わが国も加盟しているベルヌ条約及び万国著作権条約の国際ルールを無視することはできない。

このように、プログラムの保護をめぐる議論は分れるが、ただプログラムは著作物か否かという問題設定のみで、プログラム保護を論ずることには問題がある。プログラムの性質そのものを更に正確に理解するとともに、工業所有権法（特許法・意匠法等）と著作権法の各々の法体系の目指す目標を明確にしながら、プログラムの保護がそのいずれに属すべきものであるか、又は第三の保護の道を歩むべきかの体系的思考が必要となる。そのうえで、新しい保護の道を必要とするなら、WIPO（知的財産権保護のための国連機関）

などの場で、国際的コンセンサスを得る努力が必要である。この点について、研究すべき問題点が多く、此後の課題として残されている。紙幅の都合で、プログラム保護の現状の説明にとどまったが、これらの問題点の分析は、又の機会にゆずりたい。

〔注〕

- (1) プログラムをユーザーの要求に合わせて修正し、効率的にする等、常に最新の状態に保つための作業に要する費用。
- (2) 広範な種類の問題の解を求める種々のプログラムをかけることのできる計算機。アンソニー・チャンドラー他著「コンピュータ用語辞典」〔第二版〕二二三頁参照。
- (3) コンピュータを動かすには、まず人間が理解しうる言語でプログラムを作成する。これをソースプログラムという。これを機械が理解できるオブジェクトプログラムに翻訳(compile)することにより、初めてコンピュータを動作させることができる。
- (4) Read Only Memory の略。読み出し専用のプログラム固定記憶装置を指す。
- (5) 不正競争防止法は、本来自由競争社会における経済活動のフェア・プレイを保障しようとするものであり、一般的に不正競争行為を禁止する規定（一般条項という）を設ける国があるが、わが国にはこの規定はない。
- (6) 一九八二年の法改正によって、CAFC (Court of Appeals for the Federal Circuit) に改組されている。
- (7) 著作物の創作により直ちに著作権が成立することを意味し、特許権のように特許庁への出願手続を必要としない。

(大法学部教授)

金融革新の展開

——アメリカの経験から何を学ぶか——

篠原 総一

はじめに

経済制度とは法規制、行政、さらに民間レベルでの自主的慣行までを含める枠組といえるが、その意味からすれば、アメリカの金融制度ほど、この一〇年の間に大きな変貌を遂げたものはないであろう。元来、どのような経済制度もそれを支える経済合理性を失えば、その機能を果たすことができなくなる。経済環境が変化し、既存の制度下で新たな利潤機会が生まれるとき、規制を骨抜きにしたり、従来の慣行を変えようとする動きが表面化するからである。そしてアメリカの金融革新も実は、長くアメリカ経済の繁栄を支えてきた金融制度を見直すプロセスと見ることができるといえる。

より具体的には、70年代以降、コンピュータ技術が急速に発達していくなかで、インフレ、高金利が定着するという新しい金融環

境が生まれ、それにつれて各種金融機関のレベルで金利規制、業務範囲規制を骨抜きにしていく作業が進められていったのである。とくに、七〇年代以降、証券業、小売業が積極的に銀行のテリトリーに侵入し、貸付け業務に限らず、決済業務にまで手を伸ばしていったことはよく知られている。たとえばCMA（現金管理勘定）は一九七七年にアメリカ最大の証券業メリル・リンチ社が銀行、クレディット・カード会社と共同で開発した商品であるが、これにより、顧客が証券会社口座を開設すれば、預託現金は高利回り短期金融資産投資信託に回される一方で、小切手、クレディット・カードも利用できるようになった。

このようにして、銀行が預金者に支払うことのできる預金金利の上限がレギュレーションによって規制されていたのに対して、証券業は顧客に対して実質的に高利回りを与え、なおかつ決済サービ

スを提供していったのである。そして、当然のこととしてこのような証券業、小売業の攻撃に対し、銀行サイドでも自らの利潤を守るために対抗新商品を開発し、コンピュータ技術の発達と相俟って、今や各種金融機関が入り乱れての競争を展開している。

このように考えれば、金融革新は必然的に各種金融機関の顎迫り合いを招くことになるが、それを過当競争による金融の不安化現象とみるか、それとも活発な自由競争が促進され、国民経済に好ましい影響を与えると見るかは、意見の分かれるところである。しかしながら、金融革新によって、これまで金融仲介メカニズム（一言でいえば、資金の貸し手と借り手を結ぶメカニズム）の接点にいた銀行の役割りが大幅に変化したことに異論はなからう。それでは革新と呼ばれる程の大きな変化はどのようにして生まれ、新たに作られる金融仲介メカニズムは国内外の経済活動にどのような影響を与えるのだろうか。さらには、こうした現象はアメリカ独自のものなのか、それとも日本などにも共通した現象なのだろうか。

日本でも、俗にいう二つのコクサイ化、すなわち国債残高の急増と、金融の国際化のために、金融自由化は極めて緊急度の高い課題となっている。そこで金融先進国アメリカの経験と問題点について理解を深めておくことは、これからの日本の金融を考えていく上でも重要な意味をもっている。この小論では以上のような観点から、アメリカの金融革新とマクロ的金融政策の有効性について、筆者の最近の考え方を紹介する。なお、論点をマクロ的側面に絞るのは、紙幅の制限があるという理由の他に、各種新商品の特徴や金融機関レベルの競争など、金融市場内での問題点についてはすでに多くの

解説があるからである。

卸売レベルでの金融革新

アメリカには大規模で、極めて信用度の高い短期資金取引市場が整備されている。金融市場（マネー・マーケット）と呼ばれ、TB（財務省証券）、CD（譲渡可能性預金証書）、CP（コマーシャル・ペーパー）、BA（銀行引受手形）などが自由に取引され、金利は市場の需給を反映して決定される。ただし取引単位が大きいため、個人レベルでこの市場に直接参加することは難しい。ここで金融市場の概要を説明する余裕はないが、金融革新と金融政策の関係について、一例としてCPの拡大と商業銀行の対応のケースを見てみよう。

CPは日本の商業手形と異なり、商品取引とは独立に、金融手段として発行される。この市場は六〇年代に急速に拡大していったが、それは、

（銀行借入れレート）V（CPレート）V（預貯金レート）
という関係が維持されていたからである。

まずCPレートが銀行借入れレートより低いという理由は次のとおりである。CPはそれぞれ信用度の異なる個別企業が発行するため、政府や銀行が発行したり引き受けたりする他の金融市場商品に比べて標準化することが難しく、そのために発行に際しては貸付け機関の格付けを受けなければならない。しかしこれを逆に見れば、格付けを受けられない企業、すなわち銀行借入れに頼らざるをえない企業に比べて、CPを発行できる企業の信用度は極めて高いとい

える。これがCPレートが銀行借入れレートを下回る理由である。また、CPレートが預貯金レートよりも高くなるのは、後者がレギュレーションQによって上限が規制されていたのに対して、自由金利であるCPレートはインフレの昂進とともに上昇したためである。

さて、以上のような各種金利間の関係が維持されていれば、資金の取り手は銀行借入れよりもCPを選び、一方で資金の貸し手も銀行預貯金よりもCPを偏好するようになるのは当然である。誰しも高い金利で資金を運用し、低い金利で調達しようとするからである。このようにして貸し手から借り手へと流れる資金の内、銀行を仲介する比重が低下していった。すなわち、ファイナンシャル・デイスインターミディエーションである。

そこで商業銀行は大口・安定顧客の銀行離れを喰い止めるために、CDの開設、RP（買戻し条件付証券）の活用、銀行持株会社を通してのCP発行、海外支店経由のユーロ資金活用などの対抗策をとったが、これらの手段はいずれも銀行業務に対する規制（預金金利規制、州際業務規制、支払準備制度など）を部分的に骨抜きにしていくなという金融革新であった。とくに大口CDは比較的早くからレギュレーションQの対象外であった。そこで、銀行預金からCPに逃げる資金を喰い止めるため、銀行は積極的にCDを発行し、規制預金金利よりは若干高めの自由金利を支払い、一方では、以下で見るように優良顧客に市場レートより低めの金利で資金を貸付けていったのである。その結果、CD残高は七〇年代の一〇年間で五倍にも増加したのである。

それでは、このようなCDの増大は何を意味するだろうか。第一に、それは金融仲介機能の社会的効率を引き上げる効果をもつ。CDはCPに比べて流動性が高いからである。すなわち、CPは発行主体が異なるため、確かにバラエティーに豊んでいるが、そのために商品の標準化ができず、流通市場が発達しない上に、発行単位も大きく、分割可能性も低いという欠点をもつ。これに対して銀行が発行するCDは個々の商品の信用度が高いため、標準化された流通市場が整備しており、分割可能性も高いので、多様な金融取引ニーズに応えることができるのである。

このようにCDの発達は仲介機能を高めるという効果をもつ反面、それは第二に、金融政策の効果を弱めるというデメリットも合わせもっているのである。一般に金融が引き締められるのは、企業の資金需要が旺盛な時期である。ところが、先に見たように、このような時期に金融当局が引き締めを実施しても、銀行は優良顧客との長期安定的関係の維持を重視するため、CDなどを活用して、企業の資金需要に応えるようになった。銀行がCDを発行し、若干高い調達コストを支払えば資金調達ができ、しかもそれを市場レート以下の条件で企業に貸し付けたのである。

ここで銀行と企業が顧客関係を結ぶインセンティブをもつのは、長期継続取引を通して貸付け審査コストを大幅に節約できるため、そうでない場合に比べて両者とも有利な条件で金融取引を行うことができるためである。また、このような継続関係が成立すれば、互いに金利変動や資金アベイラビリティ変動からのリスクを軽減することが可能になる。金融逼迫期に貸出しレートを市場金

利より低めに抑えたり、銀行側の負担で資金を実勢以上に供給するかわりに、金融緩和期には市場レートほど金利を低下させず、また企業も必要量以上の資金を借入れるという形の協定を暗黙裏に結ぶのである。

以上の議論から、次のような結論を導くことができる。本来、個々の借り手の条件が異なるため、「信用」を完全に標準化することは不可能である。そこで上のような顧客関係の存在を考えれば、いかに金融自由化が進もうと、すべての金融取引が市場型になっってしまうことはありえない。さらに今後、エレクトロニクス技術が発達し、経済のソフト化、サービス化が進めば、企業間の浮き沈みが一層激しくなることが予想される。もしそうならば、自らの信用をベースとして、金融市場を通し必要資金を調達できる企業は少なくなるであろう。そこで顧客関係が存在したままで金融革新、金融自由化が進むならば、銀行はありとあらゆる手段を駆使して顧客のニーズに応えることができるようになるため、金融政策の効果はますます弱くなる危険を及んでいるのである。

最近の貯蓄革新

七〇年代後半から目覚ましい勢いで進展していった小口レベルでの貯蓄革新はインフレと高金利の定着、証券会社の多角化戦略と各種金融機関の競争、コンピュータ技術の進歩という三つの背景をもっている。第一に七〇年代を通してインフレが昂揚し、そのためにレギュレーションの適用を受ける銀行預金の実質金利がマイナスになってしまい、大口レベルで取引される自由金利商品との金利

格差が大幅に拡大したため、個人レベルでも金利選好が強まった。ところがそれに対して小口預金金利の上限が規制されていたため、銀行レベルでは何らの有効な対応をとることができなかった。しかし、この種の規制に縛られない証券会社は、TBなどの高金利自由市場商品と金利連動させた信託証券(MMMFなど)を開発し、顧客のニーズに応じたのである。そしてこれを契機として、銀行、証券、小売業の間で次々と新商品開発ラッシュが進行し、金融業務について銀行と証券の垣根はますます低くなりつつあるというのが現在の状況である。さらに、このような小口レベルでの新商品の市場化によって、煩雑な事務処理を短時間のうちに正確にこなすことを可能にしたコンピュータ技術の発達が大きな役割りを果たしたことは言うまでもなからう。

以上のように、各種金融機関の競争によって小口レベルでも金融商品の多様化が進み、様々な資金需要、供給に応えられるようになり、個人レベルでの経済厚生が引き上げられた筈である。しかし一方で、ここでも金融政策の効果を弱め、マクロ金融政策の運営効率を低下させたという点も見逃してはならない。貯蓄革新によって適正貨幣量の決定と、貨幣量のコントロールが以前より飛躍的に難しくなったのである。

第一に適正貨幣量の決定から見ていこう。実はこれまで、決済性の貨幣を示す M_1 (通貨プラス要求払預金)と名目GNPの間には安定的な関係が成立していた。ところが貯蓄革命の進行によって、 M_1 に含まれない銀行預金や、さらには証券会社の発行する投資信託のかなりの部分までが貯蓄機能に加えて決済機能を合わせもつように

なった。そのため、実物経済活動水準と安定的な関係をもつ貨幣をどのように定義すればよいのか、曖昧になってしまったのである。

さらに貯蓄革新の進行は貨幣量、とくに M_1 のコントロール・リテ・イーにも大きな影響を与えている。 M_1 と類似機能をもつ金融商品が数多く存在するため、預金量を正確にコントロールすることが難しくなったのである。それでは決済機能をもつ総ての信用量をコントロールすればよい、ということになるが、これも次の二つの理由から現状では不可能と言わざるを得ない。第一に貯蓄革命と金融自由化の進行は、利潤機会さえあれば新商品が開発されることを意味している。そこで長期にわたって有効なコントロールすべき信用適正量を定義することは不可能である。第二に、もしそれが可能だとしても、制度面からの制約として連邦準備制度（金融当局）は証券、小売業に対して十分な政策的影响力を及ぼすことができない。したがって証券等の発行する信用量をコントロールすることは、銀行預金量コントロールに比べて、飛躍的に難しいものとなるのである。

日本へのレッスン

以上でみたようにアメリカの卸売、小口両レベルでの金融革新は、各種金融機関の創意と競争の結果、金融商品のバラエティーを大幅に増加させ、金融仲介の社会的効率を引き上げた。金融革新によって、様々なニーズをもつ資金の貸し手と借り手が以前よりも低コストでスムーズに取り引きすることが可能になったからである。しかし一方では、この小論を通して強調したように、金融政策の効果を弱め、かつ不安定なものにしたという欠点も忘れてはならない。

最近、アメリカのインフレや金利変動が拡大し、それが国内外の経済に好ましくない影響を与えていることも急激な金融革新と無関係ではない。

とくに日本の場合、金融自由化は国債市場の整備と金利自由化を軸に展開するものと思われる。マクロ的に見れば、自由化によって金融仲介機能が高まるという効果を評価すべきであるが、銀行・顧客間の顧客関係が他国より強い、市場型金融政策の効果が予想以上に低くなる恐れも強い。金融自由化が進めば従来の窓口指導を軸とした直接的かつ量的な金融政策に替って、市場金利の変動を通して民間レベルの資金需給に影響を与える形の政策を採らざるを得ない。ところが顧客関係が強いならば、市場実勢とはある程度独立に、金融機関と企業が共同で自らが好ましい資金取引きを実現することができ、市場型金融政策の効果について、疑問が残るのである。

（本稿で展開した議論の、やや詳細な分析については、拙稿「マクロからみた金融革新」（経済セミナー、一九八四年六月）、および篠原総一・原信編『アメリカの高金利政策』（有斐閣、一九八四年）を参照されたい）。

（大学経済学部教授）

男女雇用機会均等法案について

香 川 孝 三

一

この時評を執筆中に男女雇用機会均等法案は衆議院を通過し、参議院におくられた。次の国会で成立するのではないかと思われる。

この法案によれば、昭和六十一年四月一日から施行することになっているが、これは昭和五〇年の国際婦人年をその年かぎりの行事にしないために策定された昭和五十一年から昭和六〇年までの一〇年間の国内行動計画の最終年度にあわせていることを示している。

この国内行動計画は、昭和五〇年メキシコで開催された国際婦人年世界会議で採択された世界行動計画をうけて、わが国で実施すべき目標を定めたものであるが、その重点課題として、第三四回国連総会で採択された「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（婦人差別撤廃条約）を批准するため、国内法制等諸条件の整備をあげている。婦人差別撤廃条約を批准するためには、その条約に違反する国内法を改正しなければならない。そのための作業

の一つが男女雇用機会均等法案の作成である。したがって国内行動計画の最終年度である昭和六〇年度中には、その法案を成立させる必要がある。それは日本政府の国際社会における先進国としてはたすべき責務でもあり、昭和六〇年度中の法案成立をみこして、昭和六十一年四月一日を施行日としているわけである。

婦人差別撤廃条約の批准という外圧が雇用の場における男女平等の確保の実現をすすめる一つの要因となっているが、日本における女子労働者の職場生活の比重が大きくなっていくにもかかわらず、男子労働者とくらべて、その労働能力に応じた平等な待遇を得ていないことへの不満が基本的な要因としてある。その不満を解消するための政策はさまざま考えられるが、労使の妥協によって実現可能な法改正という手段を採用したが、この男女雇用機会均等法案である。

この法案の正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する

法律案」という長ったらしい名称であるが、昭和五十九年五月十四日国会提出にいたるまで長い審議期間があった。昭和五十三年以来、労働大臣の諮問機関である婦人少年問題審議会婦人労働部会で男女雇用平等実現の方策のあり方が審議されてきた。その審議に資するために男女平等問題専門家会議をつくり、昭和五十七年五月にその報告書がだされ、それをうけて婦人少年問題審議会婦人労働部会が昭和五十九年三月二十六日に報告書を労働大臣に提出した。この報告書では、主要な論点で公労使三者の意見が対立しており、この報告書をもとに労働省がどのような法案を作成するか注目されていたが、四月十九日男女雇用機会均等法案要綱を婦人少年問題審議会に諮問した。同審議会は、婦人差別撤廃条約のめざす方向に照らせばなお不十分であるとしながらも、現段階ではやむを得ないとして諮問案を了承した。労働省はこの要綱を若干手直しして、五月十一日閣議決定をへて、十四日に国会に提出した。

二

法案の内容とみてみよう。法案は勤労婦人福祉法の一部改正と労働基準法の一部改正の二本立てになっている。

まず、勤労婦人福祉法の一部改正であるが、この改正によって勤労婦人福祉法を「雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」と改称し、実質的に新しい法律を制定するのと同じになっている。

この改正案によると、「募集、採用、配置、昇進」と「教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇」にわけ、前者は事業主に努力義務を

かし、後者は事業主に差別を禁止する規定となっている。

「募集、採用、配置、昇進」について男女を平等に取扱うことが事業主の努力義務とされ、そのために事業主が講ずるように努めるべき措置についての指針を労働大臣が定めることができることになっている。その指針に事業主が従うよう、労働大臣または都道府県婦人少年室長が助言、指導、勧告をおこなうことができる。つまり事業主の努力義務であっても、行政指導の対象となることが予定されている。

ところで、「配置、昇進」が「募集、採用」と同様に努力義務となっていることは疑問がある。なぜならば、「配置、昇進」という採用後の問題と「募集、採用」という採用前の問題を区別する考えが、三菱樹脂事件の最高裁判所の判決（昭和四十八年十二月十二日判決）の考えにあるからである。

この判決は、使用者が労働者を雇うにあたり「いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他による特別の制度のない限り、原則として自由にこれを決定することができる」という使用者の採用の自由をみとめている。この考えを前提にすれば、使用者の採用の自由を制限する規定をさけ、単なる努力義務としたことに合理的根拠をみいだせる。しかし、「配置、昇進」まで努力義務とする論理的必然性はない。これは使用者側の意向をとりいれた妥協の産物であろう。

ただ両者には次の相違がある。「募集、採用、配置、昇進」のうち、「募集、採用」は、企業内の労使によって構成される苦情処理機関等をおとしての自主的な解決の対象からはずれているし、さら

に機会均等調停委員会（学識経験者三名で構成）での調停の対象からはずされている。それに対し「配置、昇進」はそれぞれの対象とされている。同じ努力義務でも両者は、紛争処理方法の点で区別されている。

最も大きな問題として将来争いの種になると思われるのは、努力義務（たとえば労働省のガイドライン）に違反した場合の私法上の効果である。これについては何も規定がないが、努力義務であることを強調すれば、違反しても不法行為上の違法性をもたないし、民法九〇条の公序良俗違反にもならないことになる。しかし、男女平等の意識が強まってくれば逆の結論になる可能性もありえよう。

次に事業主の禁止事項とされている「教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇」をみてみよう。後の三者の場合、定年、解雇について女子であることを理由とする差別的取扱い、女子の婚姻、妊娠、出産を理由とする退職、婚姻、妊娠、出産、産前産後の休業を理由とする解雇が禁止されている。産前産後の休業期間とその後三〇日間の解雇は労基法一九条によって罰則付きで禁止されているので、この法案はその期間の以前または以後に、休業を理由に解雇することが禁止されていることになる。

これらの禁止規定には罰則がついていない。この法案では苦情処理機関等による解決、機会均等調停委員会の調停による解決、都道府県婦人少年室長による行政指導が予定されているにすぎない。この点は努力義務しかかされていない「配置、昇進」の場合と同じである。禁止規定となっている意味はどこにあるのだろうか。より強い行政指導ができるということであろうか。それとも法案には明文

の定めはないが、禁止規定違反の行為は公序良俗違反となり、法律行為ならば無効となり、事実行為ならば損害賠償によって救済されるということであろうか。努力義務とは異なり禁止事項であることや、これまでの判例の動向を考えれば、いずれも肯定されよう。

次に、紛争処理方法をみよう。まづ、苦情処理機関が予定されているが、日本では従来このような機関があまり機能していないことは公知の事実であり、救済機関としてあまり期待できない。また機会均等調停委員会での調停は、両当事者が同意しなければおこなえない建前であるから、この委員会での調停件数自体それほど多くならないと予想される。このような処理手続きを定めたのは、女子労働者の利害を穩便に処理しようとするためである。

この他、勤労婦人福祉法の一部改正には、国が妊娠、出産、育児を理由に退職した女子に再雇用の機会を与えられるように職業指導、職業紹介、職業能力の開発等をおこない、さらに育児休業の普及をすすめることが定められ、事業主には妊娠、出産、育児を理由に退職した女子の再雇用措置をとるよう努めなければならないと定められている。

以上のことから、勤労婦人福祉法の一部改正部分の実効性をいかに確保するかは行政指導いかにかかっているといえよう。罰則付きによる強制をかけたのは事業主側の反発、男女平等意識の未成熟な実態を考慮した結果であろう。法によってドラステックに変革することは社会変動の非常に激しい場合には有効であろうが、そうでない場合には逆効果になる。そのときは法は社会の変化の後からついていくものである。労使のコンセンスをえて労働立法をおこなう

という方式をとりいれている日本ではなおさらである。その典型的な見本がこの法案である。

三

次に労働基準法の一部改正部分をみてみよう。

満一八歳以上の女子のうち、「労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある」管理職と、「専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する」専門職については、時間外および休日労働と深夜業の制限を廃止し、男子労働者と同じにする。

製造業、鉱業、建築業、運輸業など(労基法八条一号から五号)の工業的業種に従事する女子については、時間外労働を一週間について六時間(計算業務のときは二週間について十二時間)、一年について一五〇時間に制限した。これは一日について二時間という制限をなくしたことを意味している。

非工業的業種に従事する女子については、時間外労働を「四週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間について、六時間以上十二時間以下の範囲内で命令で定める時間に当該週を単位とする期間の週数を乗じて得た時間、一年については一五〇時間以上三〇〇時間以内の範囲で命令で定める時間」、休日労働については四週間で命令で定める日数に制限される。これは命令いかによって時間、日数が異なる。

深夜業がみとめられるのは、管理職と専門職、品質が急速に変化しやすい食料品の製造、加工のようにその性質上深夜業が必要とされる者、深夜業に従事することを使用者に申し出、行政官庁の承認

をうけた者等である。

多胎妊娠の産前休業期間を一〇週間とし、一般の産後休業期間を八週間とし、うち六週間は強制休業とする。妊産婦の請求があるときは時間外労働、休日労働、深夜業に従事させてはならない。

生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときは、就業させてはならない。生理休暇の存続をめぐって対立していたが、生理に有害な業務に従事する女子にみとめられていた生理休暇を廃止することで妥協がなされた。

妊産婦等にかかわる危険有害業務の就労制限、抗内労働への女子の就業禁止は、禁止の範囲をせばめた。帰郷旅費の支給は満十八歳以上の女子については廃止した。

この労基法の一部改正部分も労使妥協の産物である。この改正を「改悪」として絶対反対の立場をとる人は、組織されない、あるいは組織の弱い女子労働者を念頭において保護規定の維持を主張する。労基法の見直しを主張する人は、女子の地位向上が労基法によって足をひっぱられていると主張する。女子労働の多様化がすすみ、どの側面を重要視するかによって意見の対立が生じている。その対立を罰則付きの最低労働条件をきめた労働基準法の中で一本化するために、両者の妥協をはかったのが本法案である。

四

この法案をどのように評価するかは現時点ではきわめてむずかしい。法案だけではなく、労働省のだす指針(ガイドライン)や省令をみなければ、はつきりしたことはいえないからである。しかし、

現段階では三通りの評価が考えられる。第一は、法律としては中途半端であり、この法案では男女平等の実現はおぼつかないから、この法案は廃止すべきであるという立場である。この立場では、もっと強力な男女平等を実現するための法律に切りかえることを主張している。第二は、これまで男女平等をめざす法制が不備であったことを考えれば、この法案でもないよりはましであるという消極的賛成の立場である。第三は、法律論ではなく雇用政策の立場からの評価であり、この法案は女子の雇用機会を拡大するどころか、むしろ縮小するおそれがあるのではないかとという評価である。これは、女子の雇用の全ステージにわたって規制をされる一方、労基法上女子の保護規定がかなり残っており、これでは女子の雇用を事業主がきらうおそれがあるという根拠をあげている。

しかし、以上のような内容をもった法案は労使のぎりぎりの妥協によって生まれたものであり、それなりに一貫性をもって立案されており、大きな修正を加えることはむずかしいであろう。もし今回の法案が成立しなければ、当分の間それにかわる法案はうまれてこないであろう。この法案はベストとはいえないにしても、雇用における男女平等を一步すすめるための法案である。しかし雇用の場における男女平等は、法律ができたから実現するという性質のものではない。この法案が成立した時には、それをてこに、労使による地道な積み重ねが必要になる。

(大学文学部教授)

彰 栄 館

彰栄館の献堂式が行なわれたのは、明治十七（一八八四）年九月十四日であった。今年（一九八四年）は竣工百周年に当たる。

この建物は同志社にとって最初の本格的な耐久建築物であったのみでなく、市内でも明治十年に竣工した京都駅駅舎につぐ煉瓦建築であった。駅舎は大正二年に取り壊されたので、現在では京都最古のものである。

建築資金の調達（アメリカン・ボードの寄付）、設計、施工業者（尾瀧菊太郎）の選定、工事監督にいたるまで、同志社教員D・C・グリーンが当った。竣工後はグリーンをはじめ、ラーネッド、ゴードン、ゲインズ、ケイディ・市原盛広、森田久萬人、下村孝太郎らがここで授業をしたというから（ラーネッド「回想録」）、当時の教員のほとんど総てであり、メインの教場だったのである。

昭和五十二年からはば三カ年をかけて大規模な修理、補強工事を行ない、五十四年五月に国の重要文化財の指定（明治二十年に取り付けた時計機械を含む）を受けた。

同志社人が誇る歴史的な建築物の一つであり、現在は校長室、研究室、会議室などに使われている。

付加価値通信網(VAN)

本 多 正 典

工業新聞はもちろんのこと一般の新聞にも頻繁に通信事業関連例えはVANとかCATVとか電電公社の民営化などの記事が見える。今日此頃である。それは今年の春国会に提出された電気通信事業法案が成立すると、電電公社以外の一般企業でも電気通信事業を行うことができる、更に借りた通信回線を他人に貸すことも可能になり、情報通信の利用に新しい時代がやってくると共に、通信市場に新しいビジネスチャンスが生れてくるためである。

新しい利用の一つであるVAN(付加価値通信網(Value Added Network))とは一体どのようなもので、何ができるのかその概要について述べる。

図1にVANのイメージを示す。複数の企業が一つのネットワークを利用し、自由なデータ交換を行うことができる。そのネットワークは、図2に示すようないろいろな機能をもっている。一九七〇年代の当初米国に出現したVANは、ネットワークの共同利用(図2の基本通信サービス)が主体のサービスであった。最近では更にプロトコル変換やメディア変換など新しい高度な機能を付加した高

度情報通信サービスの提供が求められるようになってきた。このプロトコル変換とは、複数のコンピュータ間の相互通信、処理を行うための順序(手順)を、どちらかのコンピュータあるいは共通の手順に変換することをいう。またメディア変換とは、例えばファクシミリの情報をコンピュータで処理できる言葉に変換することをいう。このようないろいろな変換をすることにより、例えば図1に示す銀行と複数企業とのコンピュータ相互の通信および処理が可能になる。

コンピュータの相互通信が可能になると、我々の生活にどのような変化が起るのであろうか。表1は、今年の十月から東京武蔵野、三鷹地区で実験が始まる電電公社のINS(高度情報通信システム(Information Network Systems))で予定されているサービスである。例えばテレビ広告のAデパートの商品を購入とする。家庭からデジタル電話でAデパートへ注文する。Aデパートではその商品を発送すると共に、その人の預金しているB銀行からAデパートの取引銀行Cの口座へ代金が支払われる。またAデパートはD

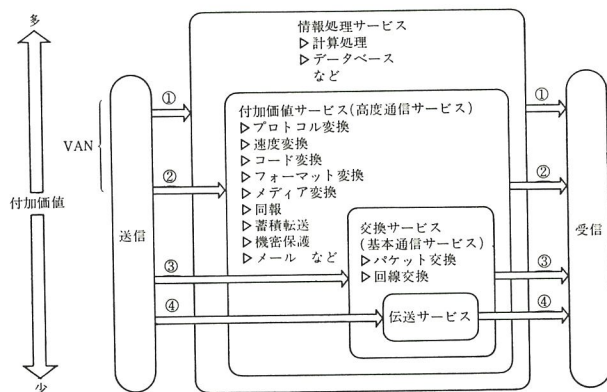
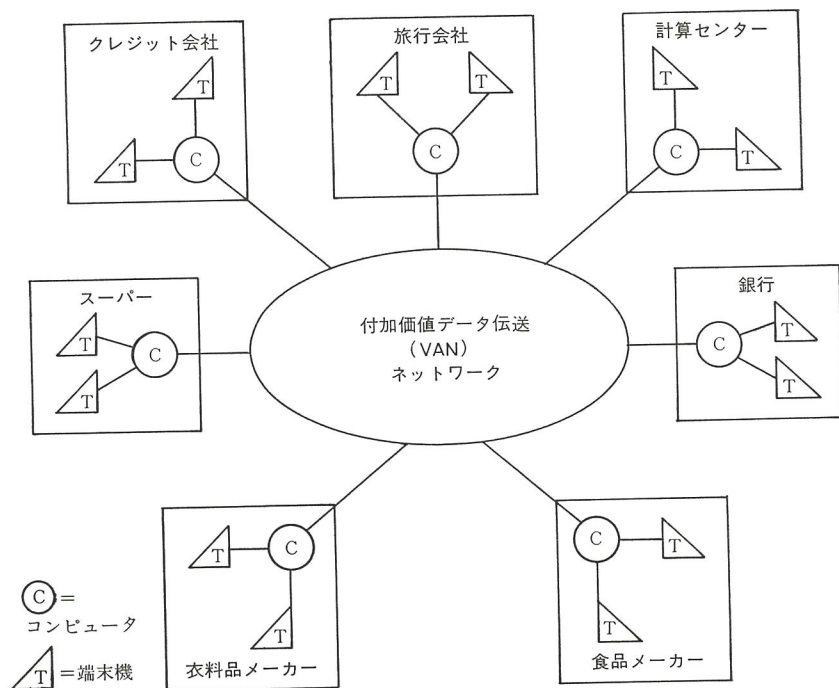


表1 モデル・システムにおいて提供が考えられる情報通信サービスの例

サ ー ビ ス	サ ー ビ ス の 概 要	サ ー ビ ス の 特 徴
モニタリング施設・デパートの催し物等）に提供されるサービス	地域情報サービス	テニスコート等の公共施設の利用状況の案内および転居に伴う手続き案内、またボランティア活動に伴う求人登録照会を行うサービス。
	通信販売買い物案内サービス	商店等から家庭に対して特売等の催し物案内、特売品等の商品のカタログを提供するサービス。 〔家庭から発注を行うサービス〕（注1）
	ホーム・バンキング・サービス	グリーンカードに関する案内、期日指定定期、年金型定期等の説明および入金通知を行うサービス。 〔残高照会等を行うサービス〕（注1）
	医療情報案内サービス	家庭医薬品の効用、副作用情報の提供、火傷等の応急措置情報の提供を行う。また身体の症状等をマークシート入力しセンターからの指示により健康管理を行うサービス。
	新聞記事企業案内情報提供サービス	日経 NEEDS-IR および東京商工リサーチ TSR BIGS（現在サービス中）からの新聞記事情報および企業案内情報を提供するサービス。
	出版図書情報案内サービス	図書館の蔵書目録等の案内を行うサービス。〔新刊ベストセラー等の出版案内を行うサービス〕（注1）
公社展示場内に限定されるサービス	高度技術計算サービス	民間 TSS 業者の大型コンピュータまたは民間の構内ネットワークと公社の DEMOS-E とを接続し各様の演算処理を行うサービス。
	ホーム・セキュリティ・サービス	家屋の火災、ガス漏れ等をセンサーで検知し管理するサービス。
	道路交通情報案内サービス	都内等の工事状況、混雑具合等道路状況を案内するサービス。
	旅行案内予約サービス	観光案内と乗り物、宿泊等の総合予約を行うサービス。
	マイコン用ゲーム・ソフト案内提供サービス	マイコン用各種ゲームの案内を行い、そのソフトの提供を行うサービス。

（注1）（ ）内のサービスの提供にあたっては営業権等の問題が伴うことがあり、各サービスの詳細については各ユーザー、情報提供者との折衝の後決めていく必要がある。

（注2）これらのサービスの実現可能時期は現在検討中であるが、静止画像通信処理装置（PSTOC）、並びにデータ通信処理装置（EPCP）の実現可能時期により制限を受ける。
（現時点では PSTOC：60年3月、EPCP：60年12月）

（コンピュータ 1983, Vol. 17, No.196）

アメリカから商品を入荷する。それによりアメリカの取引銀行 E に C 銀行から代金が支払われる。これらの代金の処理は、すべて現金の代りにコンピュータ間のデータのやりとりだけで行うことになる。ホームショッピングやホームバンキングなどのサービスが普及すると、このようなキャッシュレス時代が到来することになる。

ではこのようなネットワークの開発の実状はどのようなになっているのであろうか。

電気通信の自由化の先進国である米国では一九七〇年代に実現しているテレネットやタイムネットなどの V A N は図 2 の基本通信をサービスしていたが、最近エンハンスド・サービスと呼ばれる同図の高度通信サービスを提供するネットワークへ進展している。

例えば IBM の IN（インフォメーション・ネットワーク）と ATT の AIS/NET-100（アドバンスド・インフォメーション・システムズ）^{注2}と GEISCO の MARK III である。図 3 は NET-100 の概念図である。一九八三年にサービスを開始したこのネットワークは、センタコンピュータを置かず、拠点（サービス・ポイント）に分散処理用コンピュータを

設置し、利用者からは、一種の仮想コンピュータに見える。このサービス・ポイントにユーザ自身のアプリケーション・プログラムを置く新しいタイプのVANである。

一方国内におけるVANについてみると、これまでは電電公社の公衆データ通信サービス網によって、DEMOS（科学技術計算サービス）やDRESS（販売在庫管理サービス）が実施されてい

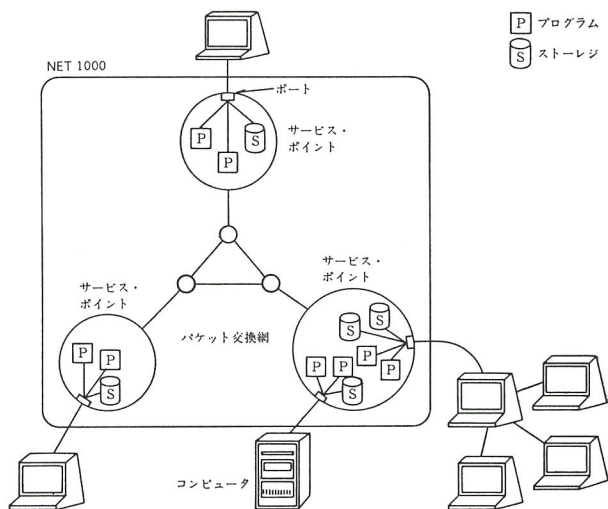


図3 AT & T の NET 1000 ユーザからは、コンピュータのごとく見えるネットワークである。ユーザ自身のプログラムやストレージを網内のサービス・ポイントに置くことができる。プログラムや端末の間のデータ転送は、網内の NET 1000 OS に依頼すればよい。(NIKKEI ELECTRONICS 1984. 4. 23)

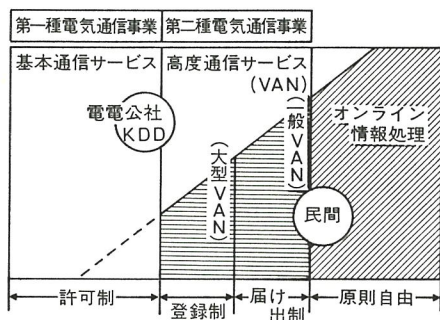


図4 通信民営化後のわが国の情報通信サービスの仕組み（日経産業新聞昭和59年8月10日）

電電公社が、VANの将来構想として現在その建設を進めているのが、先述のINSである。その概念を図5に示す。INSでは単にデータだけでなく、

る。また一九八二年十月におけるデータ通信の関連法（公衆通信法）の一部改正により、回線利用の規制が緩和され（第二次回線開放）、ここに始めて不十分ながら、電電公社以外の民間企業でもVAN事業を営むことが出来るようになった。五月十五日までにVAN事業開始を郵政省に届けているのは二九社である。但しこれらは、中小企業VANと呼ばれるもので、民営化を控える電電公社やコンピュータ・メーカ、計算サービス会社や先の米国の三社などが進出しようとしている大規模VANは、今年の春国会に提出された電気通信事業法の成立を待たなければならない。この法案が成立した後の我国の情報通信サービスの仕組は、図4のごとくなる。第一種電気通信事業者（電電公社のように通信回線や設備をもつコモン・キャリア）から回線を借りて、高度通信サービスすなわちVANサービス（第二種電気通信事業）を提供できるようになる。

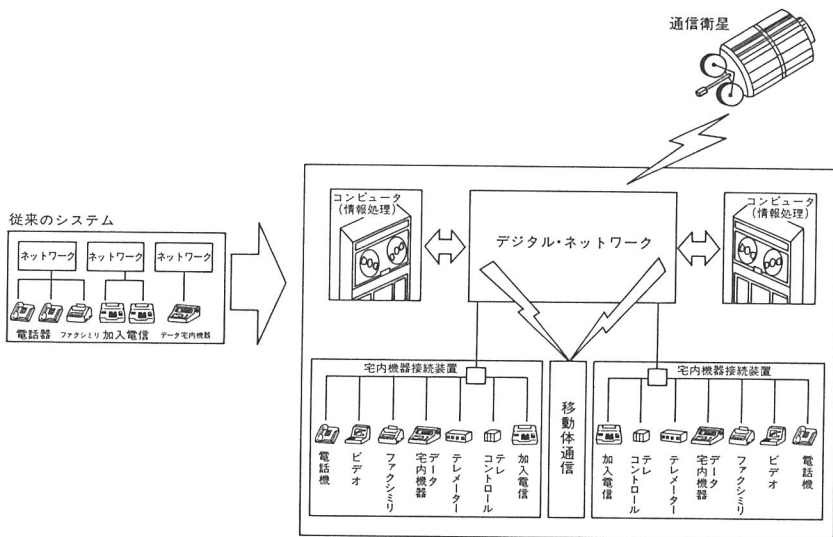


図 5 INS (高度情報通信システム) の概念図
(コンピュータピア 1983. Vol. 17, No. 196)

音声、ファクシミリ、画像まで扱うマルチメディアのデジタル総合網となる。今世紀末ごろには、このINSが完成し、高度情報通信社会が展開されていることであろう。

今日情報公害と呼ばれるほど、企業はもろんのこと、家庭でも情報が増える一方である。また技術革新により、データ、音声の蓄積から映像の蓄積まで容易に出来るようになった。従ってこれら情報をうまく取捨選択(処理)することにより、生活をうるおし、マルチタスクをこなせるようになる。その手助けをしてくれる一つがVANであり、INSである。VANやINSの技術の進歩に押し流されるのではなく、これからの社会生活にマッチした高度情報通信ネットワークを構築されていくことを望む次第である。

注1：米国における最大の電信電話会社

注2：ゼネラル・エレクトリック系でゼネラル・エレクトリック・インフォメーション・サービスの略

注3：同一の特定通信回線を複数の企業が共同で使ったり(共同利用)、他人に貸したり(他人使用)、データ処理に限って公衆回線と特定通信回線との接続(相互接続)が可能になった。

(昭和四十四年大学院工学研究科卒業、富士通株式会社勤務)